

社会福祉法人亀田郷芦沼会

【役員等報酬規程】

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人亀田郷芦沼会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、評議員選任・解任委員会委員、入所検討委員会第三者委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1)常勤役員等については、その勤務時間等に応じた報酬等を支給する。
- (2)非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1)報酬については、別表1に定める額
- (2)通勤手当については、職員給与規程第2条の規定に準ずる額
- (3)常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規定に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1)報酬については、別表2に定める額
- (2)非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬等は、別表第3の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、職員給与規程第3条に準じた日とする。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、現金か口座振替にて支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬等を支給する。

2 常勤役員等が退任、又は解任された場合は、前日までの報酬等を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定に関わらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬等を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成 29 年 6 月 22 日より施行する。

附則 この規程は、平成 30 年 6 月 26 日より施行する。

附則 この規程は、令和 5 年 6 月 28 日より施行する。

附則 この規程は、令和 7 年 7 月 1 日より施行する。

附則 この規程は、令和 8 年 3 月 4 日より施行する。

別表 1（常勤役員等の報酬）

	報酬の額
理事長	月額 100,000 円
常務理事	月額 60,000 円

別表 2（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

	報酬の額
評議員会への出席	日額 3,000 円
上記の他、法人及び事業運営のための出勤	日額 3,000 円

(2) 理事

	報酬の額
理事会等会議への出席	日額 3,000 円
上記の他、法人及び事業運営のための出勤	日額 3,000 円

(3) 監事

	報酬の額
監事監査等会議への出席	日額 3,000 円
上記の他、法人及び事業運営のための出勤	日額 3,000 円

(4) 評議員選任・解任委員会委員

	報酬の額
評議員選任・解任委員会への出席	日額 3,000 円

(5) 入所検討委員会第三者委員

	報酬の額
入所検討委員会への出席	日額 3,000 円

別表 3（職員給与との併給）

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

役職名	役員報酬額
理事長兼務の場合	月額 50,000 円
常務理事兼務の場合	月額 10,000 円
理事兼務の場合	月額 5,000 円

理事及び監事の報酬等の総額

1. 常勤理事

該当なし

2. 非常勤役員等

理事報酬 795,000円／年額

監事報酬 153,000円／年額

3. 職員兼務理事（給与含む）

理事長 5,500,000円／年額

常務理事 4,800,000円／年額

理事 4,300,000円／年額

合計 15,548,000円／年額